

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成29年10月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700030 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700024 号

第 1 結論

請求者の A 会における船員保険被保険者資格の取得年月日を昭和 20 年 4 月 1 日、喪失年月日を昭和 21 年 8 月 31 日とし、昭和 20 年 4 月から昭和 21 年 7 月までの標準報酬月額を 1 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 20 年 4 月 1 日から昭和 21 年 8 月 31 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

上記訂正後の請求者に係る A 会の船員保険被保険者記録について、昭和 21 年 3 月 9 日から同年 3 月 31 日までの期間を戦時加算の対象期間とすることが必要である。

その余の請求期間については、船員保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 19 年 5 月 1 日から昭和 20 年 1 月 23 日まで
② 昭和 20 年 4 月 1 日から昭和 21 年 9 月 1 日まで

私は、請求期間①において、B 社の C 丸に D として乗船した。その後、E 社に移り、請求期間②において、同社に D として勤務し、終戦後は引き続き船に乗っていたが、当該期間の船員保険被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間②のうち昭和 20 年 4 月 1 日から昭和 21 年 8 月 31 日までの期間について、E 社から提出された人事関連資料によると、請求者は、同社に昭和 19 年 9 月 25 日に採用され、昭和 21 年 8 月 31 日に退職したことが確認できる。

また、当時の船員保険法では、昭和 20 年 4 月 1 日から予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者）を船員保険の被保険者とする制度が開始されており、E 社から提出された「船員保険保険料船員負担分」によると、請求者は、昭和 20 年 4 月 1 日に予備船員として船員保険の被保険者資格

を取得していることが確認できる。

一方、請求者に係る船員保険被保険者台帳によると、A会が管理する船に係る基礎年金番号に統合されていない船員保険の被保険者記録が確認でき、昭和21年4月1日に標準報酬等級が変更された記載があるものの、資格取得年月日及び資格喪失年月日の記載がされていないところ、A会の管理下にあったE社に係る船員保険被保険者名簿には、請求者と同姓同名かつ生年月日が一致し、資格喪失年月日は昭和21年8月31日と記載されているものの、資格取得年月日の記載が無い船員保険の被保険者記録が確認できることからすると、請求期間②当時の社会保険庁(当時)において請求者に係る記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の船員保険被保険者記録は請求者の記録であると認められ、請求者のA会における船員保険被保険者資格の取得年月日を昭和20年4月1日、喪失年月日を昭和21年8月31日とすることが必要である。

なお、昭和20年4月1日から昭和21年8月31日までの期間に係る標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第53条の規定により、1万2,000円とすることが必要である。

また、請求者は、「終戦後、国がF国から借り受けた『G丸』に乗り組んでいた。」と陳述しているところ、上記の人事関連資料には、「21.3.9 H」との記載が確認できる上、日本年金機構が保管する戦時加算該当船舶名簿によると、船舶名が「I」の船舶については、昭和21年3月9日から同年3月31日までの期間において、戦時加算の該当となる船舶であることが確認できる。

これらの事実から、上記訂正後の船員保険被保険者期間のうち昭和21年3月9日から同年3月31日までの期間を戦時加算の対象期間とし、被保険者であった期間1か月につき1か月を加算することが必要である。

一方、請求期間②のうち昭和21年8月31日から同年9月1日までの期間について、上記の人事関連資料により、E社に雇用されていたことは確認できるものの、同社は、当時の資料が残っておらず、詳細は不明であると回答しており、当該期間に係る船員保険料の控除の有無について確認することができない。

また、請求者は、当時の同僚を記憶しておらず、同僚から船員保険料の控除について証言を得ることができない。

2 請求期間①について、請求者は、B社の「C丸」に乗船していた旨を陳述しているところ、上記1の人事関連資料により、請求者は、請求期間①のうち、昭和19年9月25日から昭和20年1月23日までの期間においてE社に雇用されていたことが確認できるものの、請求期間①に係る乗船記録は確認できない。

また、B社に係る船員保険被保険者名簿において、請求者が記憶する船舶名「C丸」は確認できない上、日本年金機構が保管する戦時加算該当船舶名簿により確認できる「C丸」の船舶所有者名はE社となっている。

さらに、請求者に係る船員保険被保険者台帳によると、船舶所有者がE社、船舶名が「C丸」において、昭和20年1月23日に船員保険の被保険者資格を取得し、

同年3月10日に同資格を喪失した記録が確認できるものの、B社に係る被保険者記録は確認できない上、同社に係る船員保険被保険者名簿を確認したが、請求者の氏名は見当たらない。

加えて、B社は既に解散し、事業主及び請求者が一緒に乗船したと記憶する同僚も死亡しており、そのほかに同僚を記憶していないことから、請求者の船員保険への加入状況及び保険料控除の有無について、確認することができない。

- 3 このほか、請求者は、請求期間①及び請求期間②のうち昭和21年8月31日から同年9月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料及び船員手帳を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者として請求期間①及び請求期間②のうち昭和21年8月31日から同年9月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700053 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1700009 号

第 1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 41 年 3 月までの請求期間及び同年 5 月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から昭和 41 年 3 月まで
② 昭和 41 年 5 月から同年 9 月まで

私は、昭和 36 年 4 月頃に A 市役所（現在は、B 市役所 A 支所）において、国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、私又は養父が同市役所で納付していたのに、当該期間が未納の記録になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 36 年 4 月頃に A 市で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における請求者の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日、請求者の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び請求者が所持する国民年金手帳保管証から、昭和 41 年 12 月 6 日頃に A 市において払い出されたものと推認されることから、この頃に加入手続が行われ、昭和 36 年 4 月 1 日に遡って資格を取得していると考えられ、請求者の主張する加入手続の時期と相違する。

また、上記特殊台帳によると、i) 昭和 39 年 4 月から同年 9 月までの各月の納付記録欄に、資格取得届受理前に保険料納付の消滅時効が完成していることを意味する『届出前消滅』の表示が確認できること、ii) 昭和 39 年 10 月から昭和 41 年 3 月までの期間及び同年 5 月から同年 9 月までの期間の各月の納付記録欄に、保険料納付の消滅時効が完成していることを意味する『時効消滅』の表示が確認できることから、請求期間①及び②に係る保険料は納付されていないと考えるのが自然である。

さらに、請求者の養母が記入していたとして提出した金銭出納帳には、昭和 41 年

10月20日の欄に『請求者保険金2年分拂う』の記載が確認できるところ、請求者は、「時期は分からないが、養父が請求期間のうちの2年分の国民年金保険料をまとめて納付したと思う。」と陳述しているが、当該出納帳には納付したとする国民年金保険料額が記載されていない上、同年10月20日は請求者の国民年金手帳記号番号が払い出される前であることから、請求者が国民年金の加入手続をするより前に保険料を納付したとは考え難い。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付にほとんど関与していない旨を陳述している上、保険料を請求者に代わって納付したとする請求者の養父及び上記出納帳を記帳していたとする養母は既に亡くなっており、請求期間当時の保険料納付等について確認することができない。

その上、上記特殊台帳及びB市が管理した請求者の国民年金被保険者名簿によると、請求期間は未納と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致している上、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構C事務センターにおいて国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和60年3月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所（当時）が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）による調査を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700024 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1700010 号

第 1 結論

昭和 62 年 9 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間、平成元年 3 月及び同年 5 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 62 年 9 月から昭和 63 年 2 月まで
② 昭和 63 年 3 月
③ 平成元年 3 月
④ 平成元年 5 月

私は、昭和 62 年 9 月に国民年金の加入手続を A 市 B 区役所で行い、請求期間①については、同年 9 月中に同年 9 月分及び同年 10 月分、同年 11 月中に同年 11 月分及び同年 12 月分の国民年金保険料を同区役所、昭和 63 年 1 月中に同年 1 月分及び同年 2 月分の保険料を C 区役所 D 連絡所において、それぞれ 2 か月分ずつをまとめて納付した。

また、請求期間②については昭和 63 年 3 月中に同月分の国民年金保険料を D 連絡所で、請求期間③については平成元年 2 月中に同年 2 月分及び同年 3 月分の保険料、請求期間④については同年 4 月中に同年 4 月分及び同年 5 月分の保険料をそれぞれ 2 か月分ずつまとめて C 区役所で納付した。

しかしながら、請求期間①から④までに係る納付記録が無く、これはコンピュータ（国が管理するオンライン記録）の納付記録が消えたと考えられるので、調査の上、当該期間に係る国民年金保険料の納付を認め、請求期間①については記録を訂正し、請求期間②、③及び④については保険料を還付してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 62 年 9 月に国民年金の加入手続を A 市 B 区役所で行い、請求期間①に係る国民年金保険料は同年 9 月、同年 11 月及び昭和 63 年 1 月に当月分及び翌月分を、請求期間②に係る保険料は同年 3 月に当月分を、請求期間③及び④に係る保険料

は平成元年2月及び同年4月に当月分及び翌月分を、それぞれ同市の区役所又は連絡所で現年度納付した旨を主張している。

しかしながら、A市C区が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿、同市の回答及びオンライン記録から、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和63年5月又は同年6月頃に同市C区で払い出されたと推認でき、この頃に加入手続が行われ、当該払出時点において、請求期間①及び②に係る国民年金保険料は過年度納付となるため、同市の区役所又は出張所で現年度納付できない上、オンライン記録によると、請求期間③の前後の期間及び請求期間④の直前の期間である昭和63年12月から平成元年2月までの期間及び同年4月に係る4か月分の保険料は平成2年6月6日にまとめて過年度納付されていることが確認でき、上述の請求者の主張とは相違している。

また、上述の被保険者名簿には、請求期間①から④までの国民年金保険料が納付された記録は確認できない上、請求者が平成2年3月に住所変更後のA市E区が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿においても、請求期間①は「未納」、請求期間②は「第3号被保険者」と記録されており、請求期間③及び④についても保険料が納付された形跡はなく、オンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録による氏名検索を行っても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情もない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、請求者は、被保険者記録照会回答票（平成19年7月21日作成。以下「回答票」という。）及びねんきん特別便（平成20年8月27日作成。以下「特別便」という。）に記載された「被保険者対象月数（特別便では「国民年金の加入月数の合計）」及び納付済月数等の「合計（特別便では「計）」を根拠に、請求者に係るオンライン記録の納付記録が消えているので、平成19年7月21日以前のオンライン記録のバックアップデータを確認してほしい旨を主張しているが、i）回答票の見方によると、「被保険者対象月数」は回答票の作成年月日の前月までの国民年金の加入期間（保険料未納期間を含む。）の合計、納付済月数等の「合計」は免除期間や保険料納付済期間のうち、前納期間については納付月の全て、第3号被保険者期間については回答票の作成年月日の属する年度の末日（3月31日）までの期間の合計を表示しているものであること、ii）特別便の見方によると、「国民年金の加入月数の合計」は特別便の作成年月日の前月までの国民年金の加入期間（保険料未納期間を含む。）の合計、納付済月数等の「計」は特別便の作成年月日の前月までの保険料納付済期間や免除期間の合計を表示している旨が記載されていることから、これに基づいて請求者の回答票及び特別便とオンライン記録の照合を行っても、回答票及び特別便に不自然な点はない。また、日本年金機構本部は、平成19年7月21日以前のバックアップデータは残っていない

旨を回答している上、納付記録に重複が生じた場合には、過誤納記録として収録され、過誤納リストが出力されることで重複した納付を確認できる仕組みとなっているところ、請求者に係るオンライン記録の過誤納記録を確認したが、昭和63年9月及び同年10月に係る過誤納記録（国民年金保険料が還付された記録）はあるものの、請求期間①から④までに係る過誤納記録はなく、当該期間に係る納付記録が消えた事実も確認できない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700046 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700025 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 41 年 1 月 31 日から昭和 42 年 1 月 1 日まで

私は、高等学校を卒業後の昭和 40 年 4 月に A 社に就職して、当初は同社の B 店で勤務し、昭和 41 年 2 月に C 支店に転勤となり、同年 12 月末まで継続して勤務したが、請求期間①及び②に係る年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間①の始期である昭和 40 年 4 月 1 日から請求期間②の終期の前日である昭和 41 年 12 月 31 日まで A 社に勤務していたと主張しているが、同社は昭和 43 年 2 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、請求者の請求期間①及び②における勤務状況及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない上、同社において当該期間に厚生年金保険の被保険者記録がある者に照会しても、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険への加入状況等について具体的な回答が得られない。

また、請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険資格の取得年月日は昭和 40 年 8 月 1 日、同喪失年月日は昭和 41 年 1 月 31 日と記載されていることが確認でき、当該資格記録はオンライン記録と一致している。

さらに、雇用保険の被保険者記録から、事業所名称は不明であるが、請求者の A 社に係る厚生年金保険の被保険者期間と符合する記録が確認でき、当該記録における資格取得年月日は昭和 40 年 8 月 1 日、離職年月日は厚生年金保険の資格喪失年月日の前日である昭和 41 年 1 月 30 日と記録されており、請求期間①及び②に係る雇用保険

の被保険者記録は無い。

なお、請求期間②について、請求者は、「昭和41年2月にA社のB店からC支店に転勤となり、同年12月末まで継続して勤務したが、支店の所在地はC市D町（現在は、C市E区D町）にあり、ほかの場所に移転していない。」と主張しているところ、閉鎖登記簿謄本によると、A社C支店は昭和40年12月29日にC市D町から同市F町（現在は、C市E区F町）に移転していることが確認できる上、除かれた戸籍の附票から、請求者は、昭和41年7月11日に住所をG県H町（現在は、I市）からJ市に異動し、請求期間②の終期まで同市に住所があったことが確認でき、請求者の主張と相違する。

このほか、請求者は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料を事業主が給与から控除していることをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により請求期間①及び②に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700060 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700026 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 7 月

A 社から、請求期間に賞与が支給されていたにもかかわらず、年金記録に賞与の記録が無い。

請求期間当時は年俸制であり、年間賞与を 12 で割った額が給与と併せて毎月支給されており、請求期間に賞与としての振込みはなかったものの、賞与明細書を受け取っていたので、会社は請求期間に係る賞与の届出を行っていたのではないかと思う。

調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者の請求期間に係る「賞与明細支給表 2002 年度下期」によると、当該期間に係る賞与は支給されておらず、厚生年金保険料も控除されていないことが確認できる。

また、商業登記簿謄本（閉鎖事項全部証明書）により、請求者は請求期間当時、B 社の代表取締役であったことが確認できるところ、A 社は、「当社より関連会社へ在籍出向している従業員が出向先関連会社において常務取締役以上の役員に就任している場合、年間賞与は 12 等分した額を月例給与と併せて支給しており、請求者の請求期間に係る賞与の届出は行っていない。」旨を回答していることからすると、請求期間に B 社の代表取締役であった請求者には、当該期間に賞与が月例給与とは別に支給されていないことが推認できる。

さらに、請求者の給与及び賞与に係る振込口座の預金取引明細照会（流動性）から、請求期間において賞与の振込みがないことが確認できる上、A 社が加入している健康保険組合の回答から、請求者の当該期間に係る賞与記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。